



---

# NEDO委託事業における 知的財産権の管理業務 約款改正・運用変更の説明

---

2026年2月18日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部 知的財産課

## 本説明会の目的

---

知財手続きの簡素化・弾力的な運用を目的として、2026年度に知財関係の約款改正、運用変更を予定しております。

本説明会では、その改正・変更内容を中心にご説明いたします。

なお、変更後の運用を開始しているものもあります。各項目に、開始時期を記載していますので、ご留意ください。

また、改正、運用変更に伴い、2026年4月1日からマニュアルを変更いたします。

# 本資料で用いる知財報告書の略称

本資料で用いる知財報告書の名称(下表の右端行)、および該当する約款条文、約款上の名称を示します。

約款条文	約款上の名称	説明資料での名称
第32条 第1項	産業財産権出願通知書	出願通知書
第33条 第1項・第2項	産業財産権等出願後状況通知書	出願後状況通知書
第31条の3 第1項	知的財産権移転承認申請書	移転承認申請書
第31条の3 第2項	専用実施権等設定承認申請書	設定承認申請書
第31条の4 第1項	知的財産権移転等届出書	移転等届出書
第31条の5	知的財産権放棄届出書	放棄届出書
第31条の6 第1項	知的財産権持分放棄届出書	持分放棄届出書
第33条 第3項・第4項	知的財産権移転通知書	移転通知書
第34条 第1項・第2項	知的財産権利用届出書	利用届出書
第35条	知的財産権帰属届出書	帰属届出書

# 運用変更等がある知財報告書(赤字部分)

	提出書類	発明等	出願	出願公開	登録
出願に関する報告	出願通知書		適用 提出期限：出願日から60日以内（外国は90日以内）		
	出願後状況通知書 + 出願の証憑			適用 提出期限：公開後速やかに（公開制度のない外国は出願日から1年6月後）	
登録に関する報告	出願後状況通知書 + 登録の証憑				適用 提出期限：登録公報発行日又は登録の公示日から60日以内（外国は90日以内）
移転に関する報告	移転承認申請書 又は 移転等届出書	適用 提出期限：発明～知的財産権の消滅までの間における、移転の前			※出願前に「移転等届出書」を提出する場合、出願通知書の仮提出が必要。
	移転通知書 + 移転の証憑	適用 提出期限：知的財産権の移転の後速やかに			※出願前に「移転承認申請書」を提出後、「移転通知書」を提出するには出願通知書の仮提出が必要。
実施に関する報告	設定承認申請書 又は 移転等届出書	適用 提出期限：専用実施権の設定又は移転の承諾の前			※出願前に「移転等届出書」を提出する場合、出願通知書の仮提出が必要。
	利用届出書	適用(出願前は自己実施の場合のみ) 提出期限：自己実施/実施許諾/専用実施権の設定又は移転の承諾の後			※出願前に「利用届出書」を提出する場合、出願通知書の仮提出が必要。
放棄に関する報告	持分放棄届出書	適用			
	放棄届出書	提出期限：権利の放棄の前			適用
約款上の地位の読替え	帰属届出書	適用 提出期限：委託期間内 ※例外的に解散前まで			

## 目次

1. 出願・登録に関して
2. 移転等に関して
3. 実施に係る報告に関して
4. ノウハウの提出方法に関して
5. その他、周知事項

# 1. 出願・登録に関して

- 1.1 出願証憑提出、PMS入力方法の変更
- 1.2 出願・登録に係るエビデンスの統一
- 1.3 欧州特許に係る手続の簡素化
- 1.4 プロジェクト外との共同出願

# 1.1 出願証憑提出、PMS入力方法の変更

## 従来

出願又は国内移行に関する証憑を提出する場合、出願後状況通知書で

- ・「出願後の状況」で「処分(以下、2へ)」を選択
- ・「2.処分の内容」で「その他(以下に内容を記入)」を選択
- ・「2.処分の内容(その他)」に「出願公開/国際公開/国内移行」のいずれかを記入で対応していた。



## 変更後 (2025年11月から運用)

出願又は国内移行に関する証憑を提出する場合、出願後状況通知書で

- ・「出願後の状況」の選択肢に「証憑の提出(以下、3へ)」、「非公開制度に関する通知等(以下、4へ)」を**2025年10月に新規追加**
- ・「証憑の提出(以下、3へ)」を選択後、  
「3.公開区分」で「出願公開/国際公開/国内移行」のいずれかを選択  
「3. 公開日/移行日」に日付を入力

- ・NEDO-PMS 事業者向け 操作マニュアル(委託業務編) P232参照
- ・[知的財産権のPMS解説説明会資料](#) P50~53参照

# 1.1 出願証憑提出、PMS入力手順(1)

## 産業財産権等出願後状況通知書

\* 必須入力

作成日	*	2022.12.28	
部 名		資産管理部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		JP：日本国
	産業財産権の種類		特許権
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12
出願後の状況	*	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">             ▼           </div>	
1. 登録番号	*		
1. 登録日	*	登録（以下、1.へ）	
1. 登録国名	*	処分（以下、2.へ）	
	*	証憑の提出（以下、3.へ）	
	*	非公開制度に関する通知等（以下、4.へ）	

① 証憑の提出を選択

# 1.1 出願証憑提出、PMS入力手順(2)

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

通知者	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社						
	役職名	部長						
	氏名 *	資産 太郎						
産業財産権設定	出願国	日本						
	産業財産権の種類	特許権						
	発明等の名称 *	永久機関の製造方法						
	出願番号	2024-999999						
	出願日	2024.03.12 						
出願後の状況 *		証憑の提出 (以下、3.へ)						
3. 公開区分 *		出願公開						
3. 公開日/移行日 *		2025.09.12 						
添付書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ファイル名</th> <th>更新日</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">公開公報</a></td> <td>2025.10.14</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		ファイル名	更新日		<a href="#">公開公報</a>	2025.10.14	
	ファイル名	更新日						
<a href="#">公開公報</a>	2025.10.14							
	ファイル <input type="button" value="ファイルの選択"/> <small>ファイルが選択されていません</small> <input type="button" value="アップロード"/>							
備考								

- ② 公開区分で「出願公開/国際公開/国内移行」を選択
- ③ 公開日/移行日に日付を入力

- ④ 公開公報等、出願の証憑をファイル選択し、アップロード

## 1.2 出願・登録に係るエビデンスの統一

### 従来

例:日本出願の場合

#### 【出願の証憑】

①願書+明細書(発明の名称が確認できる頁のみ)、②公開特許公報のいずれか一つ

#### 【登録の証憑】

①特許公報1ページ目及び最終ページ ②特許証 ③特許原簿  
④J-PlatPatの登録情報 のうちいずれか一つ



### 変更後(2026年4月1日から適用)

例:日本出願の場合

#### 【出願の証憑】

原則、公開公報の書誌的事項の記載ページ(最初・最後のページ)に統一

#### 【登録の証憑】

原則、登録公報の書誌的事項の記載ページ(最初・最後のページ)に統一

## 1.2 出願に係るエビデンスの統一

報告対象	従来のエビデンス例	今後のエビデンス例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本出願(含む、分割出願・国内優先権主張出願)</li> <li>・日本以外の各国への直接出願(除く、米国仮出願)</li> <li>・欧州出願</li> </ul>	<p>&lt;出願国:日本&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①願書+明細書(発明の名称が確認できる頁のみ)</li> <li>②公開特許公報 のいずれか一つ</li> </ul> <p>&lt;出願国:日本以外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願番号、出願日、出願人名(全員)、発明の名称が確認できる書類(公開特許公報等)。優先権主張がある場合は優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願日等のある通知書。</li> </ul> <p>※原文が英語以外の外国語の場合は、該当箇所の英or和訳文</p>	<p>&lt;日本、日本以外の出願国で共通化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開公報又は国際公開公報(タイトルの後に「A」が付く)。ただし、書誌的事項(出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名、発明等の名称)の記載頁のみ。</li> </ul> <p>※公開制度のない国は「願書+明細書(発明の名称を記載した頁)」</p> <p>※原文が英語以外の外国語の場合は、該当箇所の英or和訳文</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCT国際出願</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①願書+受領書(国際出願番号が確認できるもの)</li> <li>②国際公開公報 のいずれか一つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際公開公報(書誌的事項の頁)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCT国内移行特許出願</li> </ul>	<p>&lt;指定国:日本&gt;</p> <p>国内移行書面+出願番号通知+国際公開公報</p> <p>※国際公開公報に代えて、国際出願の願書(優先権主張、発明の名称が確認できるもの)でもよい。</p> <p>&lt;指定国:日本以外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国出願番号、国際出願番号、国際出願日、国内移行日、出願人名(全員)、発明の名称が確認できる書類。優先権主張がある場合は優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願日等のある通知書。</li> </ul> <p>※原文が英語以外の外国語の場合は、該当箇所の英or和訳文</p>	<p>&lt;日本、日本以外 of 指定国で共通化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内移行書面+出願番号通知+国際公開公報(書誌的事項の頁)</li> </ul> <p>※公開公報を発行する国の場合は、その国の公開公報でもよい</p> <p>※原文が英語以外の外国語の場合は、原文の該当箇所の英or和訳文</p> <p>※PMSでは、PCT国際出願は国際出願番号、国内移行出願は各国出願番号で管理。このため、PMS上で両出願が紐づかないので、国内移行時も国際公開公報(書誌的事項の頁)を提出するものをご理解いただきたい。</p>

## 1.2 登録に係るエビデンスの統一

報告対象	従来のエビデンス例	今後のエビデンス例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本特許権(含む、分割出願・国内優先権主張出願)</li> <li>・日本以外の各国特許権</li> <li>・実用新案権</li> <li>・意匠権</li> </ul>	<p>&lt;登録国:日本&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特許公報1ページ目及び最終ページ</li> <li>②特許証 ③特許原簿</li> <li>④J-PlatPatの登録情報 のいずれか一つ</li> </ul> <p>&lt;登録国:日本以外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特許証 ②登録通知 ③特許公報 のうちのいずれか一つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特許公報(タイトルの後に「B」が付く)又は登録公報。</b>ただし、書誌的事項(出願番号、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称)の記載頁のみ。</li> <li>※ 特許公報や登録公報の入手困難な国のみ、「特許証」</li> <li>※ 原文が英語以外の外国語の場合は、該当箇所の英 or 和訳文</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州特許権</li> <li>・欧州単一効特許権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州特許公報、有効化された国の特許公報、有効化された事実を報告する特許事務所からの書面、欧州単一効特許出願が登録されたことを示す欧州特許庁のデータ等</li> <li>※ 原文が英語以外の場合は、該当箇所の英 or 和訳文</li> </ul>	<p>&lt;欧州特許権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>欧州特許公報+有効化手続申請の報告書(有効化する国すべて)</b></li> <li>※ 原文が英語以外の外国語の場合は、該当箇所の英 or 和訳文</li> </ul> <p>&lt;欧州単一効特許&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州単一効特許の登録を示す欧州特許庁のデータなど</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権</li> <li>※ 下記a-cのいずれか</li> <li>a. プログラム・データベース</li> <li>b. プログラムの手引書その他これに類するもの</li> <li>c. 受託者が著作権を行使又は第三者に利用許諾するもの</li> </ul>	<p>概要ペーパー(受託者が作成したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ &lt;外部機関へ登録した場合&gt; 登録申請の書類</li> <li>・ &lt;プログラムの場合&gt; 上記以外のプログラム本体でも可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類(受託者が作成したもの)又は著作物の電子ファイル</li> <li>&lt;著作権を所定官庁に登録した場合&gt;</li> <li>・ 「登録済通知書」</li> <li>※ 著作権を所定官庁に登録する場合であっても、創作後に「産業財産権等出願後状況通知書」+ 上述のエビデンスを提出、その後、「産業財産権等出願後状況通知書」+ 「登録済通知書」を提出すること。</li> </ul>

## 1.2 INIDコードについて(ご参考)

- INIDコードは、「Internationally agreed Numbers for the Identification of Data」の略で、特許文献等に記載される書誌的事項を識別するための国際的に合意されたコード。
- 異なる国や機関で発行された特許文献においても同じコードが付されるため、言語を理解できなくても、情報を識別可能で、国際的な情報検索や比較が容易になる(日付表記が欧米で異なることに注意。欧:日/月/年、米:月/日/年)。

### NEDO知財報告にあたって参考となるINIDコード

特許公報・実用新案公報	INID コード	特許公報・実用新案公報	INID コード
文献番号(公開番号、登録番号)	11	公開日	43
公報種別	12	発明の名称	54
文献発行国	19	分割の表示	62
出願番号	21	出願人	71
出願日	22	発明者	72
登録日	24	特許権者	73
優先権主張番号	31	指定国	81
優先日	32	翻訳文提出日(国際出願の国内移行日)	85
優先権主張国又は機関	33	PCT国際出願情報(番号・可能であれば日付)	86

## 1.3 欧州特許に係る手続の簡素化

従来

欧州特許庁で特許登録を受けた場合

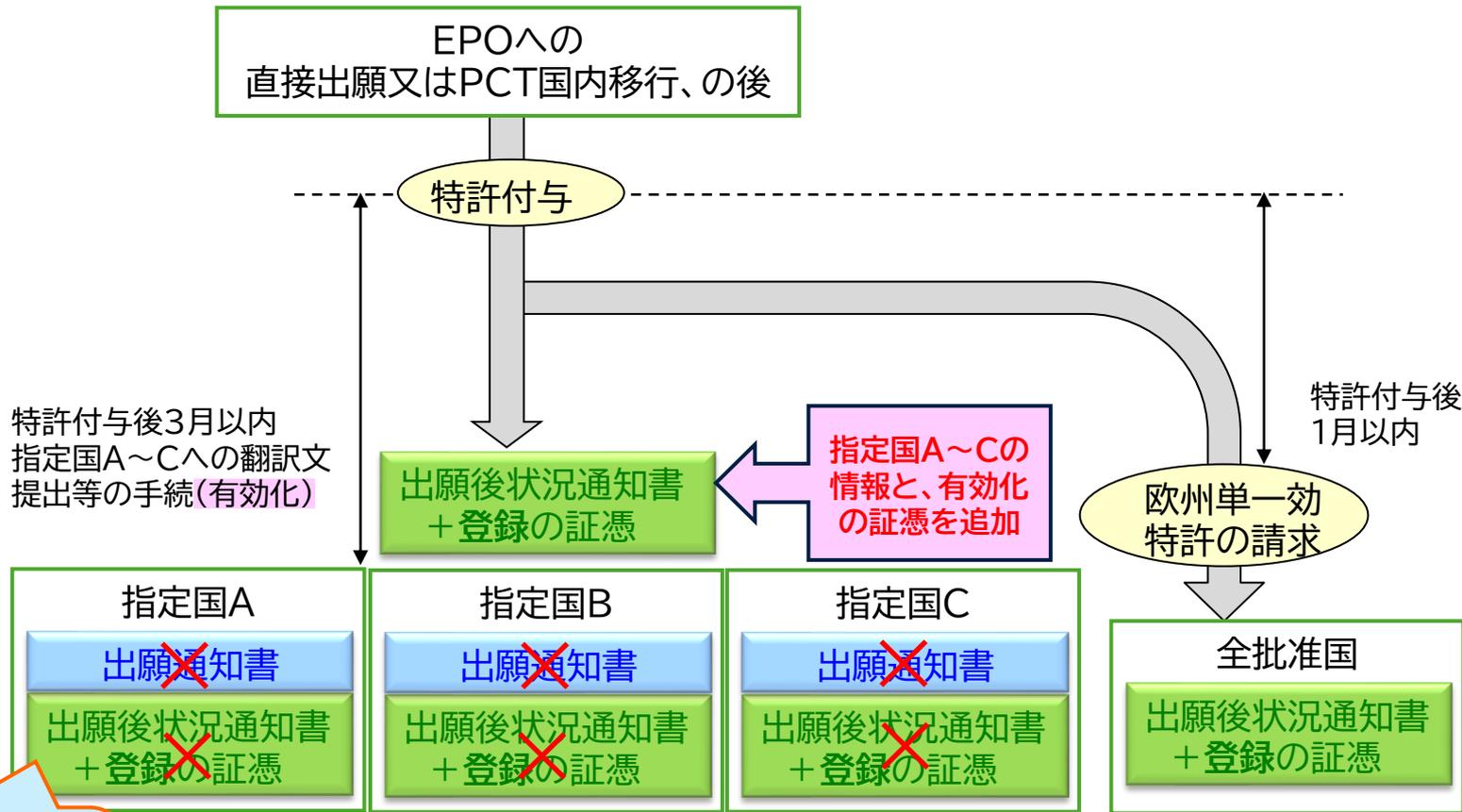
- ① 出願後状況通知書(登録国:EP、登録の証憑)を提出
- ② 有効化する指定国の出願通知書を提出
- ③ 有効化する指定国の出願後状況通知書で有効化の証憑を提出
- ④ 複数指定国がある場合②、③を繰り返す。

変更後(2026年4月1日から適用)

欧州特許庁で特許登録を受けた場合

- ① 出願後状況通知書で欧州出願を選択
- ② 上記の出願後状況通知書の登録国で「**EP加盟国**」を選択し、指定国を必要分追加
- ③ 上記の出願後状況通知書の添付書類にEP登録の証憑 + 指定国分の有効化の証憑を追加する

# 1.3 欧州特許に係る手続の簡素化(フロー図)



指定各国への直接出願と同等のため、出願通知書と出願後状況通知書を提出

# 1.3 欧州特許に係る手続の新手順(1)

## ◆「登録国」追加の手順

- 1) 登録国名として「EP加盟国」を選択
- 2) 「EP加盟国」の右側に「登録国追加」ボタンが表示されるのでこれを押下
- 3) 国名選択画面がポップアップ表示されるので有効化国を1つずつ設定  
(設定済の国を保持した状態で追加していく)

文書登録 一時保存 入力完了 閉じる

1. 登録番号 \* 3437782

1. 登録日 \* 2024.08.14

1. 登録国名

EP加盟国 登録国追加

出願国

1. 登録国名

EP加盟国 ▼

- 日本
- PCT (全指定)
- 外国
- EP加盟国
- その他

**国名選択** 閉じる

国名コード DE 国名 (部分一致)

クリア この条件で絞り込む

3件のデータが該当しました。 設定

<input checked="" type="checkbox"/>	国名コード	国名
<input checked="" type="checkbox"/>	FR	フランス
<input checked="" type="checkbox"/>	GB	イギリス
<input checked="" type="checkbox"/>	DE	ドイツ

1. 権利者名

添付書類 EP3437782

ファイル ファイルの選択

備考

# 1.3 欧州特許に係る手続の新手順(2)

有効化に関する情報(PMS上の登録国)を入力した画面

NEDO プロジェクトマネジメントシステム

> 担当者管理 > パスワード変更 > お問い合わせ・マニュアル

NEDO総務部資産管理室 知財担当 前回ログイン時間: 2025.08.15 11:03 ログアウト

件名 契約管理番号 発行期間 状態

文書登録 [一時保存] [入力完了] [閉じる]

1. 登録番号	*	3437782												
1. 登録日	*	2024.08.14												
		EP加盟国 登録国追加												
1. 登録国名	*	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">出願国</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GB</td> <td>: イギリス</td> <td>🗑️</td> </tr> <tr> <td>FR</td> <td>: フランス</td> <td>🗑️</td> </tr> <tr> <td>DE</td> <td>: ドイツ</td> <td>🗑️</td> </tr> </tbody> </table>	出願国			GB	: イギリス	🗑️	FR	: フランス	🗑️	DE	: ドイツ	🗑️
出願国														
GB	: イギリス	🗑️												
FR	: フランス	🗑️												
DE	: ドイツ	🗑️												
1. 権利者名	*	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">権利者名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">*** 株式会社</td> <td>🗑️</td> </tr> </tbody> </table>	権利者名			*** 株式会社		🗑️						
権利者名														
*** 株式会社		🗑️												
添付書類		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ファイル名</th> <th>更新日</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EP3437782</td> <td>2025.08.15</td> <td>🗑️</td> </tr> </tbody> </table>	ファイル名	更新日		EP3437782	2025.08.15	🗑️						
ファイル名	更新日													
EP3437782	2025.08.15	🗑️												
備考		<div style="border: 1px solid gray; height: 40px;"></div>												

①(有効化する国すべて)

②(有効化する国すべて)の証憑添付

## 1.3 有効化した指定国での移転、放棄手続

Q: 一部の有効化した指定国で移転や放棄する場合はどうするのか？



A: PMSの対象知財の選択機能では「出願通知書」を提出されたものしか選択できない(出願後状況通知書でEP加盟国として登録した国は反映されない)。このため以下のように手続を行う。

- ① この場合に限り、**移転または放棄を行いたい指定国の出願通知書を提出**
- ② **移転承認申請書・移転通知書、放棄届出書の対象出願を選択する際、上記指定国の出願を選択したうえで、手続を進める**

## 1.4 プロジェクト外との共同出願

### 従来

プロジェクト参加者である法人に所属する発明者(登録研究員)が創出した成果(発明)を出願することが原則である。プロジェクト参加者と不参加者間で共同出願を実施することは、基本的にはできない。



### 変更後(2026年4月1日から適用)

「プロジェクト参加者と不参加者間での特許等の共同出願」は、

「日本版バイ・ドール条項(産業技術力強化法第17条)に基づきNEDOの約款第31条第3項に規定される5つの事項(次ページの①～⑤参照)が遵守されるように、委託先の責任のもとで、プロジェクト外の事業者との共同出願に関する契約(既存の共同研究契約等に包含することも可)を締結

することを条件に許容する。

## 1.4 5つの遵守事項(ご参考)

---

- ① 委託研究に係る知的財産権の出願、申請等の手続を行った場合、NEDOに報告すること。
- ② 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償でNEDOに実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間利用していない場合、国の要請に応じて、第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定・移転の承諾(以下「移転等」という。)をしようとする場合、NEDOの事前承認を得ること  
(2009年度以降の新規契約に係る成果から適用)。
- ⑤ NEDOが実施する利用状況調査(バイ・ドール調査)に対して回答すること  
(2011年度以降の新規契約に係る成果から適用)。

## 2. 移転等に関して

- 2.1 移転等届出書の対象整理による  
手続簡素化
- 2.2 持分放棄届出書の適用期間拡大
- 2.3 移転等の手続きの全体的な流れ

## 2.1 移転等届出書の対象整理による手続簡素化

### 従来

NEDOの事前承認を要しない場合(業務委託契約約款第31条第3項第四号ただし書きに基づく)には、移転承認手続は不要になるが、その代わりに、移転前に「移転等届出書」を、移転後に「移転通知書」(移転時の証憑添付)をそれぞれ提出し、NEDOに対して計2回の報告義務があった。



### 変更後(2026年4月1日から適用)

NEDOの事前承認を要しない場合(業務委託契約約款第31条第3項第四号ただし書きに基づく)には、移転後に「移転通知書」(移転時の証憑添付)を提出する。

※2015/11/15～2020/03/31の新規契約で国外の親・子会社への移転の場合のみ、移転前に「移転等届出書」を、移転後に「移転通知書」(移転時の証憑添付)をそれぞれ提出する。

※特別約款等による例外あり、最終的には個々の契約の確認が必要。

## 2.2 持分放棄届出書の適用期間拡大

### 従来

共同出願において自己の持分を放棄する場合、2009(平成21)年4月1日以降に締結し2023(令和5)年10月1日時点で継続している事業であれば、「持分放棄届出書」を事前に提出する。  
それ以外は移転承認手続が必要となる。

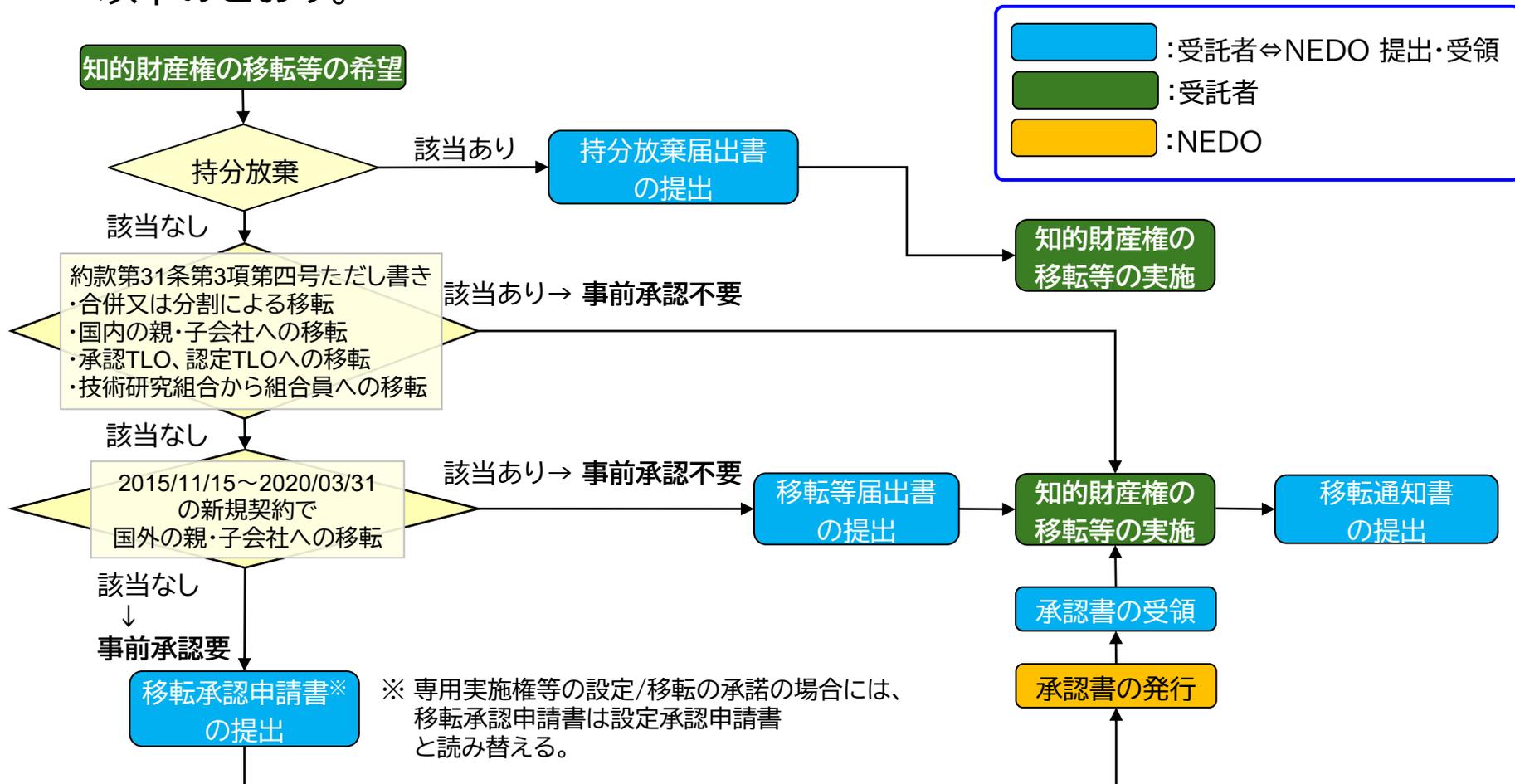


### 変更後(2026年4月1日から適用)

共同出願において自己の持分を放棄する場合、2009(平成21)年4月1日以降に締結した事業であれば、「持分放棄届出書」を事前に提出する。  
移転承認手続は不要。

## 2.3 移転等の手続きの全体的な流れ

知的財産権の移転等をする場合、受託者又はNEDOでの対応とその手順は以下のとおり。



## 3. 実施に係る報告に関して

3.1 利用届出書の廃止

3.2 専用実施権等の設定または  
移転の承諾の報告

## 3.1 利用届出書の廃止

従来

委託事業における知的財産権の利用状況(自己実施、第三者実施)の報告は、「利用届出書」及びバイ・ドール調査を通じて実施していた。

変更後(2026年4月1日から適用)

委託事業における知的財産権の利用状況(自己実施、第三者実施)の報告を、バイ・ドール調査に一本化し、「利用届出書」は廃止する。

※専用実施権の設定・移転の許諾は、「移転通知書」で報告する(次ページ参照)。

## 3.2 専用実施権等の設定または移転の承諾の報告

従来

専用実施権の設定・移転の承諾の報告は「利用届出書」で実施していた。

変更後（2026年4月1日から適用）

「利用届出書」の廃止に伴い、専用実施権の設定・移転の承諾の報告は「移転通知書」で実施する。

## 3.2 移転通知書での報告手順(1)

知的財産権移転通知書

**知的財産権移転情報登録** 閉じる

**\* 必須入力**

出願に係る産業財産権	種類	特許権	
<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>	出願番号	2025-0817 **	
	発明等の名称	光電気混載装置	
移転の形式		<input checked="" type="radio"/> 一部移転 <input type="radio"/> 全部移転	
移転元	住所	* 東京都千代田区*****	
<input type="button" value="追加"/>	名称	* ○○○株式会社	
移転先	住所	* 神奈川県川崎市*****	
<input type="button" value="追加"/>	名称	* 株式会社△△△	

対象の産業財産権を選択

設定時は特許権者  
移転時は移転元の専用実施権者  
を記入

設定時は専用実施権者  
移転時は移転先の専用実施権者  
を記入

## 3.2 移転通知書での報告手順(2)

移転情報	出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動	追加				
	発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称						
	特許権	<a href="#">2025-0817**</a>	一部移転	東京都千代田区*****	神奈川県川崎市*****	↑	🗑️				
	光電気混載装置			〇〇〇株式会社	株式会社△△△	↓					
平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ										
契約開始日はいつですか？	(1)契約開始日が、H21年4月～H26年7月まで、又はH27年11月15日以降の契約である										
(1)を選択した方、当該移転が認められる理由をいずれか選択してください。	(a)約款第31条の3の規定に基づき、甲（NEDO）の承認を受けたため										
上記(a)を選択した場合	NEDOの承認書を添付してください。										
誓約事項について	<input checked="" type="checkbox"/> 約定させました。										
添付書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ファイル名</th> <th>更新日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファイル</td> <td>ファイルの選択</td> </tr> </tbody> </table> ファイルが選択されていません					ファイル名	更新日	ファイル	ファイルの選択	アップロード	
ファイル名	更新日										
ファイル	ファイルの選択										
備考	<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>										

承認を受けた場合：NEDO承認書＋設定登録の証憑（設定登録申請書＋登録済通知書）  
 承認が不要な場合：設定登録の証憑（設定登録申請書＋登録済通知書）

## 4. ノウハウの提出方法に関して

## 4. ノウハウの提出方法の明確化

従来

約款第29条第2項(ノウハウの指定)では、「NEDOと委託先が協議のうえNEDOが指定した技術情報(「ノウハウ」)につき、様式第10による委託業務成果報告届出書とともに提出する。」と定めているが、PMSでの知財報告への移行に伴い様式第10を廃止、ノウハウの概要を推進部の指示に従ってPMS外で提出する運用としていた。

変更後(2026年4月1日から適用)

運用と整合するよう、約款第29条第2項を「NEDOと委託先が協議のうえNEDOが指定した技術情報の概要をNEDOの指示に従い提出」

と改正して提出方法を明確にする。

## 5. その他、周知事項

## 5. PMS利用申請、技術研究組合・組合員知財報告の提出先変更

従来

- ① 終了事業でPMSが使用できない場合のPMS利用再開申請
- ② 技術研究組合・組合員の知財報告(知的財産権帰属届出書を事前提出いただいた技術研究組合に限る)

上記の場合、Web提出システムをご利用いただいていたが  
2025年12月サービス停止



変更後(2026年1月より運用)

- ① PMS利用再開申請  
<https://forms.office.com/r/1mJ4fGUKHW>
- ② 組合員の知財報告  
<https://forms.office.com/r/fnPNRpY1Cn>

## おわりに

---

以上で説明は終了いたします。

ご清聴ありがとうございました。

ご質問、ご不明な点がございましたら、  
以下にご連絡ください。

事業統括部 知的財産課 メールボックス：  
chizaiken[\*]nedo.go.jp

※上記アドレスの[\*]を@に変えて使用してください。



# NEDO公式SNS

ニュースリリースや公募、イベント情報等、様々な最新情報を発信しています。  
ぜひフォロー・ご登録をお願いします！



---

NEDO  
(@nedo\_info)



NEDO【英語版】  
(@nedo\_info\_en)



---

NEDO



スタートアップクラブ



---

NEDO Channel



NEDO PR Channel

